

審査実施要領

1. 選考方法

書類審査による一次審査を実施する。その結果をもって、二次審査のプレゼンテーションを及びデモンストレーション審査を行い、合計点の高い順から優先交渉権者、及び次点交渉者とする。

2. 一次審査（配点 600 点）

一次審査は事務局において以下のとおり書類審査を行い、上位 2 社を選定する。

(1) リニューアル業務費による評価点（25 点）

①対象：リニューアル業務見積書

②評価方法：(ア) 費用見積書を事務局が採点する。

(イ) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は 25 点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = (最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2) × 25 点」

※1 全提案者中最も低い見積価格

※2 当該提案者の見積価格

(2) 業務運用費による評価点（25 点）

①対象：業務運用費見積書

②評価方法：(ア) 費用見積書を事務局が採点する。

(イ) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は 25 点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = (最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2) × 25 点」

※1 全提案者中最も低い見積価格

※2 当該提案者の見積価格

(3) CMS 機能要件による評価点（150 点）

①対象：【別紙】CMS 機能要件一覧表

②評価方法：(ア) 提案 CMS の対応状況を事務局が採点する。

(イ) 採点は次のとおり計算する。

「CMS 評価点 = (評価点の合計 ÷ 機能点満点) × 150 点」

【必須項目】○及び△は評価しない。×失格

※但し、△の場合は内容によって、減点する場合がある。

【推奨項目】○5 点、△3 点、×0 点

(4) 提案内容による評価点（400 点）

①対象：企画提案書

②評価方法：(ア) 企画提案書の各項目を審査委員が評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

(イ) 採点は次のとおりとする。

審査評価基準表に沿って行う。下記の評価基準 5～1 を設け、審査評価基準表の各項目の配点に配点割合を乗じて採点を行う。

【評価点基準】

評価		配点割合
5	非常に優れている	100%
4	優れている	80%
3	普通	60%
2	やや劣る	40%
1	劣る	20%

3. 二次審査（配点 400 点）

(1) 一次審査により選定した者によるプレゼンテーション及びデモンストレーション審査を行う。審査は西原町ホームページリニューアル業務候補者選定委員会（以下「委員会」）が行い、一時審査との合計点数との高い順から優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。

- ① 評価方法：(ア) 企画提案書の各項目を審査委員が評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。
 (イ) 採点は次のとおりとする。

審査評価基準表に沿って行う。下記の評価基準 5～1 を設け、審査評価基準表の各項目の配点に配点割合を乗じて採点を行う。

【評価点基準】

評価		配点割合
5	非常に優れている	100%
4	優れている	80%
3	普通	60%
2	やや劣る	40%
1	劣る	20%

(2) 二次審査の日程等

- ① 実施日：令和 6 年 12 月 23 日（月）予定
- ② 時間：一時審査結果とともに通過者に通知する。
- ③ 場所：一次審査結果とともに通過者に通知する。
- ④ 出席者：1 提案者 4 名以内
- ⑤ 実施時間：1 提案者 60 分以内
 - ・プレゼンテーション及びデモンストレーション 45 分
 - ・質疑応答 15 分
- ⑥ その他：プロジェクター、スクリーンは町で準備するが、その他必要な機器（Wi-fi 等ネットワーク関係含む）は提案者が準備すること。

4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が 1 社の場合の取り扱い

- ① 一次審査を実施し合計点が 300 点以上の場合、2 次審査を実施する。
- ② 一次・二次審査の合計点が 600 点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 一次・二次審査の合計得点が同点の場合の取り扱い

- ① 当該提案者それぞれの「二次審査評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。
- ② 当該提案者それぞれの「二次審査評価点」が同点の場合、「CMS 機能要件の評価点」が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。
- ③ 当該提案者それぞれの「二次審査評価点」及び「CMS 機能要件の評価点」が共に同点の場合、「提案価格による評価点」が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。
- ④ 当該提案者それぞれの「二次審査評価点」、「CMS 機能要件の評価点」、「提案価格による評価点」が同点の場合、くじ引きにより優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。